

山梨県では職業ドライバーの脳健診受診を促進するため、事業者に対し補助金を交付します。



【国土交通省】
自動車運送事業者における
ガイドライン（概要版）より

脳梗塞等を発症する前に、脳血管異常を『**早期発見・早期治療**』することが重要です。社内での **脳健診の活用** を検討しましょう。

○脳健診受診促進事業費補助金

令和6年4月時点

事業者が負担する運転者の脳健診受診料に対して、予算の範囲内で交付します。

- ・補助先 タクシー事業者、バス事業者（バス協会加入者を除く）
トラック事業者（トラック協会加入者を除く）
- ・補助額 運転者1人の受診料に対し10,000円を上限
（他の補助金等との併用も可能ですが、受診料からそれらの額を差し引いた額が対象経費となります）
- ・申請期限 令和6年10月31日

→補助金要綱・申請様式等については
県民生活安全課ホームページを御参照ください。

県民生活安全課ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/index.html>

問い合わせ先

山梨県県民生活部県民生活安全課

住所 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1353

FAX 055-223-1516